

他道府県の条例における主な記載事項		小委員会での追加意見
1 前文	手話は独自の言語体系を有する言語であること(障害者権利条約、障害者基本法)	手話の言語としての意義を明文化 手話、その他の形態の非音声言語も言語であり、ピクトグラムなど確立していない非音声言語もあること
	手話はろう者が受け継いできた(文化的所産である)こと	
	手話の使用に対する制約、歴史的背景	知的障害児の就学免除など教育を受ける権利を奪われてきた歴史的背景 障害者とその特性を無視して、社会の多数に合わせさせられてきたことによる権利侵害があったことを認める。その上で、特性に応じたコミュニケーション手段を生まれてからずっと探っていく必要がある。
	手話が言語であることの普及	
	障害者差別解消法や共生社会づくり条例	
	障害の特性に応じた意思疎通手段の選択、利用	
	災害時の安全確保	
		どんなに障害が重くても、誰にでも意思があり自ら意思決定できることが重要
2 目的	全ての県民が互いに人格と個性を尊重する共生社会の実現	
	障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進	
	手話が言語であることの普及、手話の普及施策の総合的な推進	その他の非音声言語も言語であることの普及・総合的施策の推進
		意思決定支援の3原則の普及(自己決定の尊重とわかりやすい情報提供、不合理と思われても他者の権利を侵害しないのであれば尊重する、本人の自己決定や意思確認がどうしても難しければ関係者が集まり意思を推定する) 情報アクセシビリティおよびコミュニケーションを保障する施策に関し基本理念を定める
3 定義	手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物または絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置その他の障害者が他人との意思疎通を図るための手段(障害者の意思疎通を補助するための手段を含む。)	障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を細かく明文化 盲ろう者が使用する触手話や指点字、拡大文字も追加してもらいたい。 重度障害者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ(スマートフォン、タブレット等を含む)等の情報機器
		豊かなコミュニケーション手段を認め、多様な言語手段を活用できる滋賀県にするため、ここでいう「言語」の種類をできるだけ列挙しておく必要がある。
		「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)」ではなく、「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害」と標記して欲しい
		難病等で心身の機能に障がいがある方も併記して、「難病その他の心身の機能に障害がある者」とした方が良い。
		手話をろう者だけでなく、県民全体のためのものであると広く定義したい
4 基本理念	障害の特性に応じた意思疎通手段の選択の機会の確保、利用の機会の拡大等	いつでもどこでも誰とでも自由にコミュニケーションができる環境づくり いつでもどこでもだれでも手話が使え環境を整備する 盲ろう者の中でもコミュニケーション方法が異なり、それぞれに合わせて考えてほしい 言語をもたない重い障害のある方もおられ、言葉のない人には、マカトンなどいろいろなコミュニケーションがある
	手話は独自の言語体系を有する言語であること	
	手話はろう者が受け継いできた文化的所産であること	
		情報アクセシビリティおよびコミュニケーションの保障
		どんなに障害が重くても、誰にでも意思があり、自ら意思決定できること
		障害者の意思決定を尊重するにあたっては、本人の意思表示を含めて保障される必要がある。
		障害者の人権を尊重し、個人としてその尊厳を重んじること 支援者ではなく、本人に対して説明と意思確認すること
		書籍や印刷物に対する障害者の読書権、インターネット上のコンテンツやアプリに対するアクセス権、放送メディアに対するアクセス権の確保

他道府県の条例における主な記載事項		小委員会での追加意見	
5	県の責務	障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する総合的な施策の実施	
		言語としての手話の普及等に係る総合的な施策の実施	言語としてのその他の形態の非音声言語の普及等に係る施策の実施
			意思決定支援の促進に関する総合的な施策の推進
			情報アクセシビリティおよびコミュニケーションの保障に係る実態把握と公表
			公的機関が機器等の調達を行う場合は、ハードウェアおよびソフトウェア、コンテンツに至るまで、全ての人が使いやすい仕様のものとする
		条例の内容が適切に対応されず、差別状態である場合は、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の差別解消プロセスによって、対応され解決することを明記する。	
6	計画等の策定・推進等	施策の総合的かつ計画的な推進	実効性のあるものにするため、進捗を確認する協議会を設置する
			具体的な施策の意見は別に計画で上げていただくようにしていただきたい
7	普及・啓発	障害の特性に応じた意思疎通手段に対する理解を深めるための啓発等	様々なコミュニケーション手段について、必要な人のみならず障害のない人も理解できる仕組みを作っていくこと。 障害当事者や支援者・関係者、市町村等との積極的な連携
		言語としての手話の普及に対する理解を図るための啓発等	その他の非音声言語も言語であることの普及・啓発等
			意思決定支援の3原則に対する理解のための啓発等
8	手話等を学ぶ機会の確保	県民が障害の特性に応じた意思疎通手段を学ぶ機会の確保	学校だけではなく、家庭の中、家族間でも手話を用いてコミュニケーションができるように学べる環境の整備
		職員が障害の特性に応じた意思疎通手段を学習する取組等	成人聴覚障害者が、手話を獲得する場を保障する
9	学校における県の取組	基本理念・意思疎通手段に対する理解の促進(学校設置者への支援)	
10	学校設置者等の役割	児童が必要な意思疎通手段で学習できる環境の整備	聴覚障害のある子どもへの情報保障を初めから手話ではなく、保有聴力を生かしたシステムなどの情報提供が必要 視覚障害児童の点字を学習する機会の保障 盲ろう者のための学習する場、機会があればよい。学ぶための環境の整備とそれぞれに適応した場所が必要。 知的障害児への学校での意思疎通手段に係る教育の保障 児童が自ら意思決定できる機会の確保・環境の整備 その他の非音声言語を必要とする児童への学習機会の確保 様々なコミュニケーション手段がより活用されるよう、学校教育および社会教育は、原則、インクルーシブになっていくように働きかけていくこと。
		聴覚障害者が手話を習得し、手話で学習することができる教育環境の整備 手話を必要とする児童への手話言語の普及のための学習機会の提供	アイデンティティ確立のために手話言語を獲得する支援 手話で指導できる教員の養成、確保
		児童の保護者からの障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関する相談	幼児および保護者が手話を獲得できるように専門機関等と連携 必要な配慮を自ら説明できるような支援や保護者へのサポートと情報提供
		教職員の障害の特性に応じた意思疎通手段に関する知識・技術向上に必要な措置	教職員の点字に関する知識・技術向上に必要な措置
11	意思疎通支援者の養成・確保	手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう通訳・介助者等の養成、確保	
			支援者の養成や確保について、事業所や学校の取組を支援する
			高齢化の進んでいる意思疎通支援者の計画的な養成・確保
12	意思疎通支援者の派遣・相談	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助者等の派遣や相談支援体制の整備	病院や公的機関等への手話通訳者の設置
13	情報発信等	障害の特性に応じた意思疎通手段を利用した情報発信	情報アクセシビリティの保障 情報を発信するだけでなく、障害者が確実に受け取れるよう保障してもらいたい 盲ろう者は情報を取入れることが非常に困難で、普段パソコン等で情報を得ているが、外出時に情報が得られず、緊急時には困ることがある
14	災害時等の対応	災害時等における障害の特性に応じた意思疎通手段による支援	災害時の市町との連携
15	事業者への支援	障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に係る合理的配慮	
		障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する活動	

他道府県の条例における主な記載事項		小委員会での追加意見	
16	調査研究	施策の策定・実施に必要な情報の収集	意思決定支援の調査研究の推進やピクトグラムなど確立していない非音声言語の普及・調査研究の推進
		手話言語の普及や障害の特性に応じた意思疎通手段の発展に資する調査研究の推進	
17	県民等の役割	条例の目的・基本理念に対する理解の促進	意思決定支援の視点、どんなに障害が重くても取り残さないという理念
		障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に係る施策への協力	多様なコミュニケーションがあることを周知
		言語としての手話の普及の施策への協力	言語としてのその他の形態の非音声言語の普及等に係る施策への協力 手話だけでなく、その他の非音声言語も盛り込んで頂きたい
			障害者差別解消相談員や地域アドボケートの活動に協力すること
18	障害当事者・支援者等の役割	施策への協力と理解の促進	
		障害の特性に応じた意思疎通手段選択の普及啓発	
19	事業者の役割	施策への協力と理解の促進	県は事業者でもあるため、事業者の役割を率先して担っていく意識が必要
		障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に係る合理的配慮や利用促進	
20	市町との連携	障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備の推進および基本理念に対する県民の理解の促進に係る市町との連携	市町その他関係機関との連携を十分に図っていく
			(再掲)普及・啓発にかかる市町村等との積極的な連携
		市町が基本的施策を策定、実施しようとするとき、情報の提供、助言その他の必要な協力を行う	「市町への支援」として、「市町の求めに応じ、助言や必要な支援を行う」という内容を盛り込んでほしい
			(再掲)災害時の市町との連携
21	財政上の措置	施策を推進するため必要な財政上の措置	合理的配慮の提供にかかる公的助成について記載 財政上の措置を「講ずるよう努める」ではなく、「講ずる」という文言が必要

条例全般についての意見

分かりやすい条例	知的障害のある人にもわかりやすい条例
	「条例名」や「条例文の分かりやすさ」も内容と同じくらい大切
	小学校高学年や中学生が読んでも分かる、かたい文章ではなく、わかりやすい文章
	少しイラストなども入れた概要版
	条例はわかりやすい言葉で、わかりやすい言葉を使ったバージョンを併せてつくる
条例に盛り込む内容	片仮名言葉や難しい言葉には、意味が伝わるような工夫が必要(説明欄を設ける、リーフレット等で説明する等)
	条例は基本的に理念の条例、理念条例になると思う
	この条例は目の粗いものにして、各市町がいろいろな施策やプランを条例に関連づけて実行できるようなものがいい
	要望は施策としてプランの中で実行し、プランの見直しのときに意見を述べるような形で、しっかりと進めていきたい
条例には具体的なことを書かず、大きな枠で基本的なポイントを押さえて、それを各団体に広げるといいのではないか	

施策への意見

知的障害者が相談しやすいところを作ってほしい
コロナ禍で集まらない状況でも、盲ろう者がコミュニケーションをとれる方法を考えてほしい
アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実と利用支援の充実
視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等およびこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援
PDFのファイルは読み上げ機能が使えないため、県のHPで発信されているPDFの情報は視覚障害者は得られていない
電子書籍等の利用に必要な情報通信技術を習得することを支援するため、講習会および巡回指導の実施の推進
選挙公報の点字・音声・拡大文字等の提供
障害受容をした上で、いろいろな知識、方法、情報を提供していくプログラムを市町との連携をしながら設けていくとよい